

「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」の概要

平成 14 年 3 月 29 日

総務省自治行政局

1 指針の位置付け

急速な進展を見せている市町村合併の動きに応じ、全国各地の合併の議論が迅速かつ着実に進むよう、都道府県及び市町村に対し、合併推進のための一層の取組を要請したものである。

市町村合併特例法の期限は平成 17 年 3 月 31 日であり、できるだけ早期に法定の合併協議会を設置することが望まれる。この意味で、平成 14 年度は正念場であり、大事な一年と位置付けられる。

2 指針のポイント

(1) 都道府県による市町村合併支援策

- 合併重点支援地域の指定の一層の拡大
 - ・ 指定のない都道府県は少なくとも数箇所の指定を早急に実施
 - ・ 既に数箇所指定している都道府県も含め、指定を一層拡大
 - ・ 都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成 14 年度中の早い時期に指定
 - ・ 指定地域においては、速やかに平成 14 年度末までに法定の合併協議会の設置を期待
- 都道府県支援本部支援プランの策定及び拡充
 - ・ 平成 14 年度前半までに、合併重点支援地域を対象とし、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表

(2) 市町村の自主的・主体的な取組

- 市町村の取組状況の公表
 - ・ 市町村における合併の必要性について積極的な検討を行い、その内容を住民にわかりやすく公表
- 合併前の事業実施
 - ・ 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における合併前の公共施設の整備事業について合併特例事業の活用を期待

(3) 国による市町村合併の推進のための支援措置

- 市町村合併支援プラン及び合併特例事業
 - ・ 総務大臣を本部長、副大臣を本部員とする「市町村合併支援本部」を設置、「市町村合併支援プラン」を決定し、これに基づき予算措置
 - ・ 市町村事業の合併前事業及び都道府県事業について、合併重点支援地域を対象として支援する合併特例事業を創設
- 広報啓発・情報提供事業

- ・全国 47 都道府県の合併の気運を醸成すべき地域等において全国リレーシンポジウムを実施
- ・平成 14 年 6 月を「市町村合併広報強化月間」とし、「市町村合併支援強化シンポジウム」の開催等、集中的な取組を実施